

コロナ対策に 全力を尽くす

「国難」という言葉が、まさに当てはまるのが現状です。キャスターとして、政治家として、様々な現場を歩いてきました。しかし、これほどの事態は見たことがありません。繁華街から大人が消え、学校から子どもがいなくなる。温泉には閑古鳥が鳴き、観光バスは駐車場にいるまま。工場のラインは停止、働く人の仕事なくなる。人々の動きが止まることで、深刻な状況を生み出しています。

今こそ、政治の役割が問われます。それなのに、政府の対策はスピードが遅いばかりか、必要のないマスクを配り、特定の会社を優遇する有様です。国民との距離感は、かつてないほど開いてしまいました。困っている人に一刻も早く手をさしのべるため、コロナ対策に全力を尽くします。



参議院
議員

古賀ゆきひと

国民
民主党

Democratic Party For the People

国民の命と生活を守る100兆円の追加経済対策

収束までの家計支援

1人10万円追加・消費減税

26兆円

x2

財源は
100年債
(コロナ国債)

万全の減収補償

持続化給付金の増額と要件緩和

46兆円

x20



賃金の8割確保

雇用調整助成金・失業給付金の増額

2兆円

x2

地方財源を拡大

地方創生臨時交付金の増額

5兆円

x5

学生支援法案

授業料半額・最大20万円
の一時給付金など

2兆円

x2000

医療崩壊を防止

医療支援 緊急包括支援
交付金増額など

8兆円

x40

など

財政投融资

家賃支払猶予5兆円

経済安全保障のための企業資本強化15兆円

※○の数字は一次補正比

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

2020年7月7日時点

☞ クリックするとHPに飛びます
(一部、準備中のものを除く)

世帯や個人の皆様	全国全ての人々に	特別定額給付金	実施中	一律 1人 当たり 10万円 申請は郵送又はマイナポータルで	コールセンター 0120-260-020 (毎日9:00~20:00)
	子育て世帯の方々に	子育て世帯への臨時特別給付金	実施中	児童手当受給世帯に対して 子ども 1人 当たり 1万円 改めての申請不要	各市区町村の窓口まで コールセンター 0120-271-381 (9:00~18:30 土、日、祝日を除く)
	生活が苦しい ひとり親世帯の方々に	ひとり親世帯への臨時特別給付金	順次支給開始	児童扶養手当受給世帯等に対して 5万円 (第2子以降は +3万円) さらに、収入減の場合 +5万円	各市区町村の窓口まで コールセンター 0120-400-903 (9:00~18:00 土、日、祝日を除く)
	休業期間中、 賃金が支払われない	新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金	実施準備中	中小企業で働く従業員に対して 月額最大 33万円 を支給	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・ 給付金コールセンター 0120-221-276 (平日8:30-20:00,休日8:30-17:15)
	休業による収入減で 住居を失うおそれ	住居確保給付金	実施中	原則 3か月 、最長 9か月 家賃相当額を支援	お住いの市区町村の 自立相談支援機関まで コールセンター 0120-23-5572 (毎日9:00-21:00)
	アルバイト収入減で 学業継続が厳しい	学生支援緊急給付金	実施中	大学・短大・高専・専門学校生等 1人 当たり 20万円 (住民税非課税世帯) 10万円 (上記以外)	各大学等の学生課等の窓口まで
貸付	収入減で 生活が苦しい	緊急小口資金・ 総合支援資金	実施中	最大 80万円 (二人以上世帯) 最大 65万円 (単身世帯)	市区町村の社会福祉協議会まで コールセンター 0120-46-1999(毎日9:00-21:00) 全国の労働金庫や指定された郵便局 でも申請受付
	収入減で 保険料が払えない	国民健康保険料等 の減免	実施中	国民健康保険料、介護保険料、 国民年金保険料等を減免	各市区町村の窓口まで
猶予・減免	生活が苦しくて 税、公共料金が払えない	納税猶予、公共料金の 支払猶予	実施中	国税・地方税、電気・ガス・ 電話料金、NHK受信料等 の各種公共料金の支払を猶予	国税 → 国税局猶予相談センターまで 地方税 → 各地方団体の窓口まで 各種公共料金 → 各事業者まで
	売上が半分以下※ で事業の継続が苦しい ※1~12月のどの月でも	持続化給付金	実施中	中小法人等 最大 200万円 フリーランス含む個人事業者 最大 100万円 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した 個人事業者、2020年新規創業者向けの申請も開始	持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570(毎日8:30-19:00) 6月8日から全国1649の商工会及び 46の商工会議所で申請サポート実施 申請サポート会場も順次開設
中小・小規模事業者等の皆様	家賃の支払いが苦しい	家賃支援給付金	7/14~ 申請開始	一定の売上減少要件を満たす事業者に 中小企業等 最大 600万円 ※1 個人事業者等 最大 300万円 ※2 ※1 最大100万円/月 (給付率2/3,1/3) ×6ヵ月分 ※2 最大50万円/月 (給付率2/3,1/3) ×6ヵ月分	家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930 (毎日8:30~19:00) 申請サポート会場も順次開設予定
	雇用を維持できない	雇用調整助成金	実施中	雇用を維持する中小企業は 一律 10割 助成 日額上限8,330円→ 15,000円 に引上げ	お近くの都道府県労働局 またはハローワークまで コールセンター 0120-60-3999 (毎日9:00-21:00)
貸付	事業再開に向けた 投資をしたい	持続化補助金	実施中	小規模事業者に最大 150万円 を補助 [最大100万円までを最大 3/4 補助、 最大 50万円 を定額補助 +1ヶ月、5ヶ月等は最大200万円]	お近くの商工会 または商工会議所まで
	売上減で 資金繰りが厳しい	実質無利子・ 無担保融資	実施中	3年間無利子 、最長 5年間元本据置 日本政策金融公庫等に加え、 5月より地銀、信金、信組等でも利用可	日本公庫 → 0120-154-505 (平日) 商工中金 → 0120-542-711 (平日・休日) 民間金融 → 0570-783-183 (平日・休日)
猶予・減免	売上減で 税、社会保険料が苦しい	国税、地方税、 社会保険料の納付猶予	実施中	売上が一定程度減少の場合、 1年間、無担保かつ 延滞税なし で猶予	国税 → 国税局猶予相談センターまで 地方税 → 各地方団体の窓口まで 社会保険料 → 管轄の年金事務所、各都道府県労働局
	売上減で 固定資産税が払えない	固定資産税・ 都市計画税の減免	実施中	売上が一定程度減少の場合、 来年度は 2分の1 又は ゼロ に減免	相談ダイヤル 0570-077-322 (平日9:30~17:00)